
公安委員会規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月23日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第13号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定並びに」を「並びに」に改める。

第3条第1号中「第3号」を「以下この条」に改め、同条第3号中「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）暴力団対策法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

第4条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

新 旧 対

照 表

旧

新
高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（抜粋）

旧
高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。次条において「道交法」という。）第114条の2第1項並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第42条第1項及び第3項の規定に基づく高知県公安委員会（次条において「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（暴力団対策法第42条第1項の規定に基づく委任）

第3条 暴力団対策法第42条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

（1）暴力団対策法第35条第1項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務

（2）略

（3）暴力団対策法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務

（4）暴力団対策法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

（暴力団対策法第42条第3項の規定に基づく委任）

第4条 暴力団対策法第42条第3項の規定に基づき、暴力団対策法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項の規定による命令を警察署長に委任する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。次条において「道交法」という。）第114条の2第1項の規定並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第42条第1項及び第3項の規定に基づく高知県公安委員会（次条において「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（暴力団対策法第42条第1項の規定に基づく委任）

第3条 暴力団対策法第42条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

（1）暴力団対策法第35条第1項の規定による命令（第3号において「仮の命令」という。）に関する事務

（2）略

（3）暴力団対策法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

（暴力団対策法第42条第3項の規定に基づく委任）

第4条 暴力団対策法第42条第3項の規定に基づき、暴力団対策法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条及び第30条の3の規定による命令を警察署長に委任する。